令和 8 年 11 月 13 日

埼玉県知事 大野 元裕殿

幸福実現党 介護保険制度のあり方を根本的に見直す連絡会議
顧問 長谷川佳和
同 副代表 東松山市議会議員 佐藤恵一
幸福実現党 埼玉県本部代表 齊藤 芳男
同 埼玉県本部統括支部代表 笠原 麗香
同 三芳町議会議員 細田 三恵
同 宮代町議会議員 野原 洋子
同 伊奈町議会議員 山野 智彦
同 杉戸町議会議員 久松 祐樹

要介護認定更新制度の廃止と減税に向け、政府への働きかけを求める要望書

世界最速で高齢化が進んでいる日本において、2000 年から始まった公的介護保険制度の持続可能性は既に限界を迎えています。

埼玉県の令和 8 年 1 月 1 日時点の高齢化率は 27.0%であり、全国平均の 29.4%（令和 7 年 10 月）を下回っていますが、団塊ジュニア世代が 65 歳を迎える令和 22 年（2040 年）には 33.3%となる見通しです。この団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる令和 22 年（2040 年）にかけて、現役世代人口が減少していく一方で、介護ニーズの高い 85 歳以上の高齢者人口は、全国トップクラスのスピードで増加することが見込まれています。

また、第 9 期埼玉県高齢者支援計画によると、要介護認定者数は令和 4 年度末時点で制度開始時の約 4.0 倍の約 34 万人に急増しており、要介護認定率もさらに加速していくことは明らかです。

加えて、本県の令和 3 年度の介護給付費の年間総額は、約 4,550 億円でしたが、令和 8 年度には約 5,776 億円となることが見込まれています。介護給付費が増えることは、介護保険料（基準月額）の負担が増えるということであり、実際、制度開始時の 2,644 円から約 2.2 倍の 5,922 円へと増加しています。この結果、県民における介護保険料の負担は極めて重く、同時に行政および介護現場においては事務負担の増大を招いています。

なかでも「要介護認定」の更新業務は、自治体の行政コストを押し上げる要因となっています。政府の統計によれば、認定調査や審査委員への報酬など、全国の自治体が介護保険の運営事務にかかる総務費の合計は、年間約 2,540 億円に達し、埼玉県においても年間約 106.1 億円に達しています。こうした公費は、利用者が直接受ける介護サービスそのものではなく、単なる「行政上の認定手続き」や審査会の運営、システム維持のために消費されています。

さらに、認定や更新申請にかかる利用者の自己負担は「ゼロ」であるため、状態に変化がない場合でも形式的な更新が繰り返され、行政コストに対する意識が働きにくい構造となっています。2020 年 4 月に厚生労働省から発されたコロナ禍における有効期間の延長措置において、現場に特段の混乱が起きなかった事実は、現在の更新手続きが形骸化したものであることを証明しています。

この更新手続きを廃止することによって、行政コストを削減するだけでなく、認定申請にかかわる介護

従事者や認定調査員、主治医意見書を作成する医師等の事務負担を軽減し、本来の業務に専念できるメリットもあります。また、要介護認定は介護保険法では申請から30日以内の認定が定められていますが、現状では全国平均で約40日を要しています。この原因は、更新手続きによる負担が大きいからに他なりません。

このように、要介護認定更新にかかる公費を抑えることができれば、その分、県民の負担を軽減することができます。

つきましては、下記の事項を埼玉県から国（厚生労働省）へ働きかけるよう強く要望いたします。

記

一、介護保険法等の改正による「要介護認定の更新制度」の原則廃止

介護保険法第28条（要介護認定の更新）および第33条（要支援認定の更新）等を改正し、状態に大きな変化がない限り認定を失効させない「自動延長制」を導入し、状態が変化した際のみ区分変更を行う仕組みへと転換すること。

一、上記の法改正の結果、不要となった公費については、全額国民に減税という形で返還すること。

以上